

議案第40号

西脇市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月7日

西脇市長 片山象三

(理由)

地方自治法施行令の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の改正する条例

西脇市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年西脇市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(損害賠償責任の一部免責) 第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。 (1)～(4) (略)</p>	<p>(損害賠償責任の一部免責) 第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。 (1)～(4) (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。